



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
7 月 25 日 (金)
第 624 号

目 次

告 示

○軽油引取税免税証の無効	611
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可	611
○土地改良区連合定款変更の認可	611
○県営土地改良事業計画変更の決定	612

公 告

○県営土地改良事業の工事完了	612
----------------	-----

選挙管理委員会

○真岡市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決	612
----------------------------------	-----

調 達 等 公 告

○入札公告 (特定調達公告)	615
○落札者等の公示	617
○同	618

告 示

栃木県告示第354号

次の軽油引取税免税証は、令和 7 (2025) 年 6 月 6 日から無効とした。

令和 7 (2025) 年 7 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

免税証の 種 類	免税 用途	免税証の記号 及 び 番 号	枚数	有 効 期 間	免 税 証 に 記 載 さ れ た 販 売 業 者 の 所 在 地 名 称	免 税 証 を 交 付 し た 県 税 事 務 所 名	無効の 事 由
200㍑券	農業	A0770072324 A0770072327	2 枚	R 7 (2025) . 1 . 1 ～ R 7 (2025) . 12 . 31	小山市 (株) J Aエル サポート	栃木県 安足県税事務所	紛 失

(税務課)

栃木県告示第355号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 7 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	事 業 名	認 可 年 月 日
南 那 須 土 地 改 良 区	南那須地区土地改良 (維持管理) 事業	令和 7 (2025) 年 7 月 17 日

栃木県告示第356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

令和 7（2025）年 7 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 連 合 名	認 可 年 月 日
鬼怒中央土地改良区連合	令和 7（2025）年 7 月 14 日

栃木県告示第357号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和 7（2025）年 7 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	縦 覧 期 間	審 査 請 求 期 限	所轄農業振興事務所
県営三栗谷Ⅱ地区土地改良（農業用排水施設）事業	令和 7（2025）年 7 月 28 日から同年 8 月 25 日まで	令和 7（2025）年 9 月 9 日	安足農業振興事務所

（農地整備課）

公 告

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和 7（2025）年 7 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	完 了 年 月 日
県営下深田地区土地改良（区画整理）事業	令和 7（2025）3 月 27 日

（農地整備課）

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第47号

令和 7 年 4 月 27 日執行の真岡市長選挙における選挙の効力に関し、栃木県真岡市熊倉町5101番地 4 佐々木 重信 から提起された審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

令和 7（2025）年 7 月 25 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男
裁 決 書

栃木県真岡市熊倉町5101番地 4
審査申立人 佐々木 重信

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、令和 7 年 6 月 5 日に提起された令和 7 年 4 月 27 日執行の真岡市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、栃木県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを却下する。

審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての趣旨

申立人は、本件選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、真岡市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が令和 7 年 5 月 26 日付けでした上記異議の申出を却下する決定（以下「原決定」という。）を不服として、当委員会に対し、原決定の取消しを求めるとともに、本件選挙を無効とする裁決を求めて審査を申し立てたものである。

2 審査の申立ての理由

理由を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 立候補届出受付の際に、くじ引きが不公平な方法で行われ、本件選挙における当選人中村和彦（以下「当選人」という。）に 1 番くじを引かせた。
- (2) 選挙期間前に当選人の名を連呼する自動車による違法な選挙運動が行われ、市委員会及び真岡警察署がこれに対する注意警告を怠ったため選挙結果に影響を与えた。
- (3) 投票用紙に筆跡が同じものが多数含まれていることが疑われている。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとしてこれを受理した。まずは、申立人の市委員会に対する異議の申出が、公職選挙法（以下「法」という。）の定める提出期間内に適法に提出されたか否かについて調査を行うこととし、そのことについて市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。また、市委員会が保管している関連資料の提出を求め、当該異議申出の提出に至る一連の事実関係について調査、確認をした。

1 審査申立てから審理に至る経緯等

- (1) 申立人は本件選挙の効力に関する令和 7 年 5 月 12 日付けの異議申出書をファクシミリにより市委員会宛て送信し、市委員会は令和 7 年 5 月 12 日 16 時 19 分に受信した。ファクシミリにより送信されたものと同内容の文書は、同月 13 日付けの消印のある封書により、同月 15 日に市委員会に到達した。
- (2) 市委員会は、同月 26 日に、本件申出が法の定める提出期間内に提出されていないことから、不適法として却下することを決定した。
- (3) 申立人は、市委員会の決定を不服として当委員会に審査を申し立て、当委員会は同年 6 月 5 日に当該審査申立書を受領した。なお、当該文書中に軽微な誤記が認められるものの、当委員会は申立そのものの効力に影響はないと判断し、補正は命じていない。
- (4) 当委員会は、申立人が本件選挙を無効と主張する 3 点の内容審理に入る前に、市委員会への異議の申出が法で定める提出期間内に適法に提出されたか否かを判断する必要があることから、同月 18 日に市委員会に対して、当該異議申出書の提出にかかる弁明書の提出及び市委員会が保有する関連資料の提出を求めた。
- (5) 同月 27 日に市委員会から弁明書が提出されたことから、同月 30 日に当該弁明書副本を申立人に送付し反論の機会を与え、同年 7 月 8 日に反論書が提出された。また、反論書の補足資料が同月 9 日に提出された。
- (6) 当委員会は、市委員会から提出された弁明書及び関連資料、申立人から提出された反論書等の内容を精査し、当該異議の申出の適法性について検討した。

2 市委員会への異議の申出が法定の提出期間内に提出された適法なものか否かの判断

(1) 本件選挙にかかる異議の申出の提出期限

異議の申出は、法第 202 条第 1 項の規定により、本件選挙の日から 14 日以内に行うことができるとされている。また、異議の申出の期限については、法第 270 条の 3 ただし書により、国又は地方公共団体の行政庁に対する行為についての期限の一般原則に従い、その日が休日に当たるときはその翌日に繰り延べる

こととされている。本件選挙の期日は4月27日であることから、異議の申出ができる期間は5月11日までとなるが、同日は日曜日であるため、翌日の12日が提出期限となる。

(2) 申立人の市委員会への異議の申出の提出及び到達日

市委員会から提出された弁明書及び関連資料によると、申立人の市委員会への異議の申出は、「5月12日に真岡市役所内に設置されたファクシミリにより受信していること」及び「5月13日付けの消印の封書により、ファクシミリと同内容の文書が郵送され、5月15日に真岡市役所内の市委員会に到達していること」が確認できる。なお、申立人は反論書において、「異議申出書をファクシミリにより5月12日に送信し、その後書面を郵送した」旨を認めており、これらの事実関係について争いはない。

(1)に記載のとおり、提出期限は5月12日であるので、5月13日付けの消印で5月15日に市委員会に到達した封書が提出期限を徒過していることは明らかである。そこで、5月12日にファクシミリにより受信した異議の申出を適法と認めるかどうかを判断する。

(3) ファクシミリによる異議の申出の適法性の判断

法第202条は「文書で異議を申し出ることができる。」と規定しており、口頭やファクシミリによる申出の可否又は方法についての明文の規定はない。

この点について、行政庁の処分に対する不服申立の一般法である行政不服審査法第20条には「口頭で審査請求をする場合には、前条第2項から第5項までに規定する事項を陳述しなければならない。」との規定がおかれている。また、行政訴訟は民事訴訟の一類型とされているところ、民事訴訟規則第1条には「申立てその他の申述は、特別の定めがある場合を除き、書面又は口頭ですることができる。」との規定が置かれている。加えて、民事訴訟規則第3条には「裁判所に提出すべき書面は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。」との規定が置かれているが、「その提出により訴訟手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面」はファクシミリによる提出が認められていない。

法がこれらの規定を準用していないことを勘案すれば、法においてはそもそも口頭やファクシミリによる申出を認めておらず、文書による提出を前提としていると解することが相当である。

申立人は、反論書において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第1項を根拠に、市委員会が提出期限内にファクシミリにより受信した異議の申出は適法である旨を主張するが、同法第6条第1項の申請等に認められる電子情報処理組織として同施行規則第3条が定めている電子情報処理組織は「行政機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織」とされ、オンライン接続やメール送受信が想定されており、ファクシミリはその対象とはなっていない。さらに、同施行規則第4条では「情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。」とされているところ、市委員会はこれに係る定めをしていないから、これらの規定が適用になる余地はない。

また、申立人は、法務省行政文書取扱規則や法第49条第7項から、ファクシミリを活用して送信する方法は文書の送付であることを主張している。この点、真岡市文書取扱規程第1条において定められている文書にはファクシミリも含まれると考えられるが、同規程は真岡市役所内部における能率的な事務処理と処理後の適正な文書の保管及び保存を目的としたもの（同規程第2条）に過ぎないから、そのことをもって法第202条に定める文書にファクシミリが含まれるとの根拠とはなりえず、ファクシミリを文書として認めるか否かについては、個別の法律により判断されるべきである。法において、ファクシミリによる異議の申出が適法な申出であるかについての当委員会の判断は前述のとおりである。

3 結論

以上のことから、市委員会が申立人の異議の申出が法の定める提出期間を徒過していることをもって不適法として却下した原決定は妥当なものであり、提出期間の徒過は補正することができないことが明らかであ

る。したがって、法第216条第2項で準用する行政不服審査法第24条第2項の規定に基づき審査の申立てを却下する。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和 7 (2025) 年 7 月 16 日

栃木県選挙管理委員会
委員長 金田 尊男

教 示

法第203条の規定により、この裁決に不服がある者は、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 (2025) 年 7 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量 栃木県警察放置駐車違反管理システム機器等 1 式

(2) 借入物品の特質等 詳細は、入札説明書による。

(3) 借入期間 令和 8 (2026) 年 3 月 1 日から令和14 (2032) 年 2 月 29 日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 借入場所 詳細は、入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第105号）に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定されたものであること。

大分類「N 通信、情報処理」小分類「2 情報関連サービス」又は大分類「P その他のサービス」小分類「2 リース、レンタル」

(3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年 3 月 12 日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8510 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-623-3801

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和 7 (2025) 年 7 月 25 日（金）から同年 8 月 13 日（水）まで入札情報システムで公開する。ただし仕様書は来庁による交付とする。

来庁による交付の場合は、同期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前 9 時から午後 4 時まで、(1) の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限及び提出場所及び提出方法

令和 7 (2025) 年 9 月 8 日（月）午後 4 時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）にあっては、(1) の場所に、郵送（書留郵便）又は持参により同期日までに提出すること。

イ 開札の日時及び場所

令和 7 (2025) 年 9 月 9 日 (火) 午前10時

栃木県警察本部庁舎 2 階入札室

(4) 入札方法 1 の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札参加希望者に要求される事項

ア 仕様書に基づいて作成した書類を、令和 7 (2025) 年 8 月 13 日 (水) 午後 4 時までに交通指導課へ提出すること。なお、提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県警察物品等電子調達運用基準（令和 3 (2021) 年 4 月 26 日付け栃会第 434 号）に定める提出書類通知書（様式 2）を提出することにより、当該添付書類の郵送（書留郵便）又は持参による提出ができるものとする。この場合、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割はできないものとする。

提出先：栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県警察本部交通部交通指導課 電話：028-621-0110

E-mail：keisatu-kotsushido@pref.tochigi.lg.jp

イ この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 7 (2025) 年 8 月 13 日 (水) 午後 4 時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

ウ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県警察本部交通部交通指導課長が、入札者が仕様書に基づき作成した書類をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書に基づき作成した書類を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 仕様書に基づき作成した書類が、仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

ウ 審査結果は、電子入札システムにより、令和 7 (2025) 年 9 月 2 日 (火) までに入札参加希望者に伝えるものとする。

(5) 仕様書等に関する質問及びその回答

ア 質問期限及び質問方法

令和 7 (2025) 年 8 月 6 日 (水) 午後 4 時

上記期限までに電子入札システムにより質問すること。

ただし、紙入札者は、質問書様式により、電子メールで提出するものとする。

イ 質問及び回答の一斉公開期限及び公開方法

令和 7 (2025) 年 8 月 19 日 (火)

上記期限までに電子入札システム上に公開する。

(6) 入札の無効

ア 2 の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第 12 号）第 156 条第 3 号から第 7 号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県警察物品等電子調達実施要領（令和 3 (2021) 年 4 月 26 日付け栃会第 433 号）第 19 条に掲げる

入札に係る入札書

オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

(7) 落札者の決定方法

ア (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(8) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県警察物品等電子調達実施要領及び栃木県警察物品等電子調達運用基準の定めるところによる。

(9) 契約書作成の要否 要

本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Computer systems for parking violation management, 1 set

(2) Time-limit for tender:

16:00, September, 8, 2025

(3) Information is available at:

Treasurer Section,
Accounting Division,
Department of Police Administration,
Tochigi Prefectural Police Headquarters
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510
TEL 028-623-3801

(警察本部会計課)

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 7 月 25 日

栃木県知事 福田 富 一

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

1 ①栃木県議会議場音声・映像システム等更新業務 一式 ②栃木県議会事務局総務課 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20 ③購入等 ④令和 7 (2025) 年 7 月 2 日 ⑤株式会社東和エンジニアリング関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4-970-6 ⑥44,160,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和 7 (2025) 年 5 月 9 日 ⑪総合評価

- 2 ①交通安全施設管理システム機器 一式 ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
③借入 ④令和7(2025)年7月3日 ⑤NECキャピタルソリューション株式会社関東支店 埼玉県さい
たま市大宮区桜木町1-10-17 ⑥941,900円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧令和7(2025)年5月16日 ⑨
最低価格
- 3 ①交通情報管理システム機器賃貸借 1式 ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-
20 ③借入 ④令和7(2025)年6月13日 ⑤FLCS株式会社関東信越支店 埼玉県さいたま市大宮区桜
木町1-11-20 ⑥6,572,500円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧令和7(2025)年4月30日 ⑨最低価格
- 4 ①Windows OS 及びOfficeライセンス 一式 ②栃木県経営管理部行政改革ICT推進課 栃木県宇都宮
市塙田1-1-20 ③購入等 ④令和7(2025)年6月25日 ⑤株式会社大塚商会宇都宮支店 栃木県宇都宮
市東宿郷4-1-11 ⑥22,464,400円 ⑦一般競争入札 ⑧令和7(2025)年5月13日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7(2025)年7月25日

栃木県下水道管理事務所長 小 川 浩 一

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決
定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落
札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約
の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

①栃木県下水道資源化工場で使用する重油(JIS K2205 1種1号) 令和7(2025)年度第2四半期分 購入
見込数量663kℓ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和7
(2025)年6月19日 ⑤両毛丸善株式会社 栃木県足利市問屋町1535-12 ⑥93.40円(1ℓ単価) ⑦一般
競争入札 ⑧令和7(2025)年1月31日 ⑨最低価格

(会計局会計管理課)
